

特集

飛島村民の3人に1人がお持ちです！

マイナンバーカードを作りましょう

マイナンバーカードは確定申告をはじめとした各種届出書への記載や、金融機関での口座開設の際に使用するなど、その活用場面は広がり続け、触れる機会も多くなってきました。

また、7月から8月にかけてマイナンバーカード未取得の方に申請書が送付されていますので、下記の申請方法を参考にマイナンバーカードを申請しましょう。

マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方法から申請できます。

スマートフォン

- スマホで顔写真を撮影
- スマホで交付申請書の二次元コードを読み取る
- 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

パソコン

- カメラで顔写真を撮影
- 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

証明用写真機

- タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
- 撮影用の料金を投入して、交付申請書の二次元コードをバーコードリーダーにかざす
- 画面の案内にしたがって、必要事項を入力
- 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了

郵便

- 交付申請書に必要な事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了

半分以上の人がオンラインからの申請なんだって！

申請をお手伝いします

申請に必要な顔写真を職員が無料で撮影し、マイナンバーカードの申請をお手伝いします。ご希望の方は事前にお電話でご予約のうえ、通知カードや申請書を持って住民課までお越しください。

カードが申請できた方は

マイナンバーカードの交付申請後、約1カ月で飛島村役場から交付通知書(ハガキ)がご自宅に届きますので、受け取りの電話予約をしたうえで必要書類を持って住民課までお越しください。

受取人 原則本人 時間 平日9時～午後5時

休日交付も行っています

第2日曜日に完全予約制でマイナンバーカードの交付を行っています。

希望される場合は必ず1週間前までにお電話でご相談ください。

お電話でご予約のない第2日曜日はカードの交付を行うことができませんので、必ずお電話でのご予約をお願いします。ただし、8月と9月の第2日曜日に限り、ご予約なしでもカードの交付を行うことができます。詳しくは、2ページをご覧ください。

8月14日(日)・9月11日(日)午前9時～午後1時

予約不要でカードの受け取りとカードの申請を受け付けます。

受け取りに必要なもの

- ①個人番号カード交付通知書(ハガキ)
- ②マイナンバーの通知カード
- ③本人確認書類
 - 1点で確認できるもの…運転免許証・パスポート等
 - 2点で確認できるもの…健康保険証・介護保険証・学生証等

カード申請に必要なもの 写真撮影もお手伝いします。

お持ちであれば申請書を、なければ本人確認書類

マイナンバーカードでできること

身分証になる

顔写真付きのマイナンバーカードは、公的な身分証明書として利用できます。免許証を返納した場合や、免許証を持っていない場合でも公的な身分証として利用することができます。

マイナポイントでお買い物ができる

キャッシュレス決済をご利用する際にマイナポイントを使うことができます。

健康保険証として利用できる

マイナンバーカードを読み取る機器がある医療機関の窓口で、健康保険証として利用することができます。同意のもとで医師と服薬履歴などが共有でき、より良い医療が可能になります。

ワクチン接種証明になる

「新型コロナワクチン接種証明書」アプリを使い、マイナンバーカードを読み取ることによって新型コロナワクチン接種の事実を公的に証明することができます。

●問合せ先

- ・マイナンバーカードに関すること
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
- ・マイナンバーカード受け取りや予約に関すること 民生部住民課